

令和7年労働災害発生状況（速報（コロナ除く。））

令和8年1月末現在 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全産業	(7) 559	(1) 490	69	14.1	(1) 165	(1) 155	10	6.5	(4) 295	241	54	22.4	(2) 99	94	5	5.3
製造業	112	97	15	15.5	32	32	0	0.0	63	53	10	18.9	17	12	5	41.7
木材・木製品・家具装備品製造業	8	5	3	60.0	1	2	-1	-50.0	6	3	3	100.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	15	15	0	0.0	5	7	-2	-28.6	6	5	1	20.0	4	3	1	33.3
食料品製造業	44	40	4	10.0	8	6	2	33.3	31	30	1	3.3	5	4	1	25.0
上記以外の製造業	34	32	2	6.3	12	15	-3	-20.0	16	13	3	23.1	6	4	2	50.0
建設業	(2) 59	84	-25	-29.8	18	42	-24	-57.1	(2) 30	29	1	3.4	11	13	-2	-15.4
土木工事業	(1) 22	29	-7	-24.1	7	10	-3	-30.0	(1) 13	12	1	8.3	2	7	-5	-71.4
建築工事業	17	39	-22	-56.4	4	24	-20	-83.3	8	12	-4	-33.3	5	3	2	66.7
木造家屋建築工事業	4	15	-11	-73.3	2	10	-8	-80.0	1	4	-3	-75.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	13	24	-11	-45.8	2	14	-12	-85.7	7	8	-1	-12.5	4	2	2	100.0
その他の建設業	(1) 20	16	4	25.0	7	8	-1	-12.5	(1) 9	5	4	80.0	4	3	1	33.3
運輸交通業	71	(1) 48	23	47.9	25	(1) 13	12	92.3	41	26	15	57.7	5	9	-4	-44.4
道路貨物運送業	64	(1) 45	19	42.2	21	(1) 12	9	75.0	40	25	15	60.0	3	8	-5	-62.5
その他の運輸交通業	7	3	4	133.3	4	1	3	300.0	1	1	0	0.0	2	1	1	100.0
林業	10	13	-3	-23.1	4	6	-2	-33.3	6	5	1	20.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(5) 307	248	59	23.8	(1) 86	62	24	38.7	(2) 155	128	27	21.1	(2) 66	58	8	13.8
卸・小売業	(1) 84	70	14	20.0	27	22	5	22.7	44	34	10	29.4	(1) 13	14	-1	-7.1
飲食店	19	16	3	18.8	4	4	0	0.0	12	10	2	20.0	3	2	1	50.0
清掃業・ビルメンテナンス業	22	21	1	4.8	8	4	4	100.0	7	10	-3	-30.0	7	7	0	0.0
旅館・ホテル業	(1) 14	11	3	27.3	1	2	-1	-50.0	8	6	2	33.3	(1) 5	3	2	66.7
保健衛生業	96	64	32	50.0	26	16	10	62.5	49	29	20	69.0	21	19	2	10.5
通信業・金融業等	6	8	-2	-25.0	3	3	0	0.0	0	5	-5	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(3) 66	58	8	13.8	(1) 17	11	6	54.5	(2) 35	34	1	2.9	14	13	1	7.7

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔 (中央労働災害防止協会 令和8年標語)

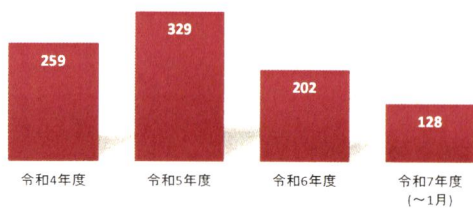
令和7年死亡災害発生状況（速報）

令和8年1月31日現在

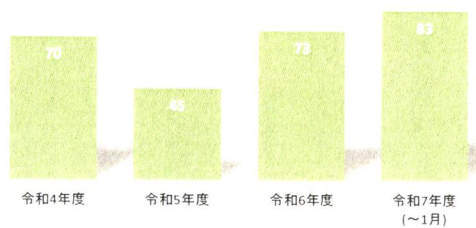
鳥取労働局

番号	業種	発生日 発生時間帯	事故の型 起因物	災害の概要
1	建設業	3月 15時～16時	火災 引火性の物	重油輸送用配管を切断し、切断面にステンレス製のふたをアーク溶接で溶接していたところ出火し、やけどを負ったもの。
2	警備業	5月 19時～20時	激突され 乗用車	夜間工事のため、道路を通行止めにしようと、道路路肩付近で規制看板を設置していたところ、走行中の普通乗用車にはねられたもの。
3	商業	7月 5時～6時	激突され トラック	被災者は、新聞配達のため民家の敷地入り口にあるスロープにトラック（積載荷重850kg）を停車し、降車して新聞を配達していたところ、当該トラックがスロープにそって動き出し、被災者はトラック後部と民家の壁の間に挟まれて被災し、約2時間後に死亡した。
4	接客娯楽業	10月 5時～6時	墜落・転落 階段・棧橋	被災者は、事務所2階の更衣室で作業着に着替えをし、階段で1階へ降りる際に転落し、頭部を負傷し死亡した。
5	畜産業	11月 17時～18時	火災 引火性の物	事業場で火災が発生し被災したもの。
6	畜産業	11月 17時～18時	火災 引火性の物	事業場で火災が発生し被災したもの。
7	建設業	11月 11時～12時	墜落・転落 仮設物、建築物、構造物等	3階屋上で防水工事作業中約9.5メートルの高さから墜落したもの。

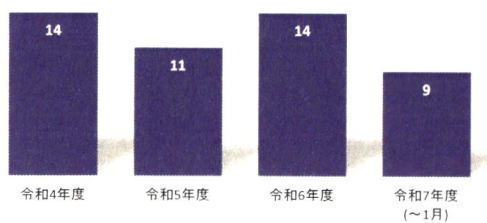
いじめ・嫌がらせ
(総合労働相談)



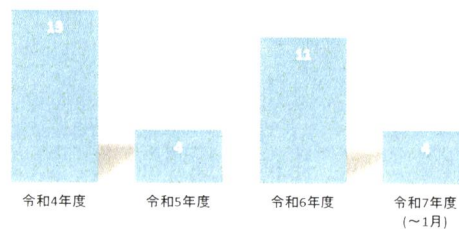
セクシュアルハラスメント



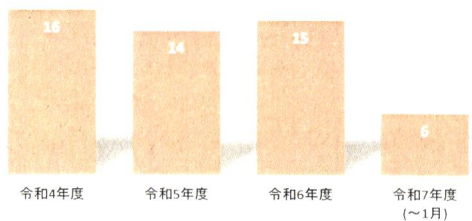
妊娠・出産等ハラスメント



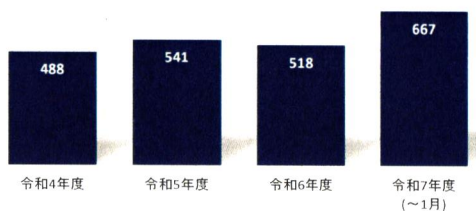
介護ハラスメント



育児ハラスメント

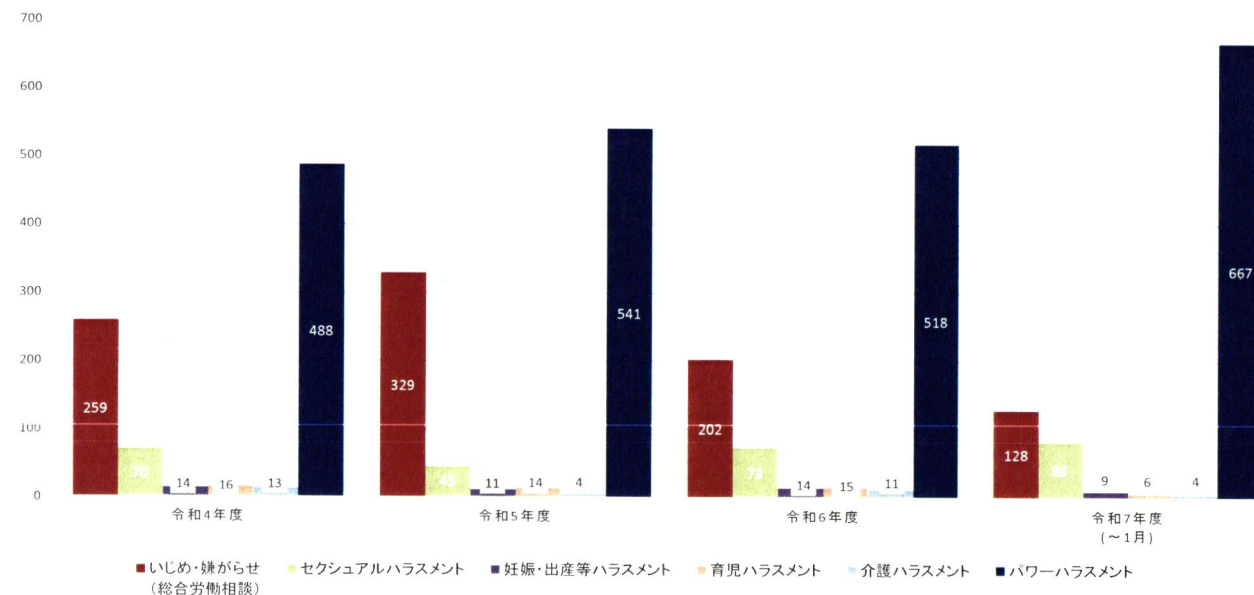


パワーハラスメント



件

ハラスメント関連相談件数



行政運営方針「最重点施策」における令和7年度と令和8年度(案)の対比

令和7年度

1 多様な人材の活躍と人材確保支援

- (1)人材確保支援
- (2)リ・スキリングによる能力向上支援
- (3)女性の活躍推進
- (4)新規学卒者等への就職支援
- (5)障害者の就労促進
- (6)高齢者の就労・就業機会の確保
- (7)中高年層の活躍支援

2 誰もが働きやすい職場環境づくり

- (1)最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
- (2)長時間労働の抑制
- (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- (4)仕事と育児・介護の両立支援
- (5)非正規雇用労働者への支援
- (6)総合的ハラスメント防止対策の推進
- (7)働き方改革への取組支援

令和8年度(案)

1 多様な人材の活躍と人材確保支援

- (1)人材確保支援
- (2)リ・スキリングによる能力向上支援
- (3)女性の活躍推進
- (4)若者への就労支援
- (5)障害者の就労促進
- (6)高齢者の活躍促進
- (7)中高年層の活躍支援

2 誰もが安全、安心に働ける職場環境づくり

- (1)最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
- (2)長時間労働の抑制
- (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- (4)仕事と育児・介護の両立支援
- (5)非正規雇用労働者への支援
- (6)総合的なハラスメント防止対策の推進
- (7)働き方改革への取組支援

(案)

行政運営方針

2026 年度

鳥取労働局の取組

「働く」を支え、とっとりの未来を創る



厚生労働省 鳥取労働局

労働基準監督署・公共職業安定所

鳥取労働局行政運営の基本方針

鳥取県の人口は、出生数の減少や若年層の県外流出も相まって、昭和60年の61万6千人（国勢調査）をピークに減少を続け、令和7年には53万人を下回ったところであり（鳥取県推計人口）、今後の更なる人口減少により、地域社会の活力の減退が懸念されています。

しかし、女性や高齢者を始めとした多くの方々の労働参加や活躍によって、労働力人口の減少に歯止めをかけることができます。

その上で、地域社会の活力を維持するためには、その地域に暮らす全ての方の生活の前提となる「働く場」の確保に加えて、人手不足が顕在化する中、県内企業の人材確保が必要です。

また、物価上昇局面における着実な賃金の引上げ、共働き世帯が鳥取県内において7割弱（国勢調査）を占める中、長時間労働の抑制や柔軟な働き方により共働き・共育てができること、ハラスメントを受けることなく安心して働くことができること、あるいは高齢者でも安全で健康に働くことができることなど、誰もが安心・安全に働くことができる職場環境の確保が喫緊の課題となっています。

このため、2026年度、鳥取労働局は、総合労働行政機関として以下を最重点施策として取り組みます。

2026年度最重点施策

I 多様な人材の活躍と人材確保支援

鳥取労働局は、女性、若者、障害者、高齢者、就職氷河期世代を含む中高年層、非正規労働者など、“すべての方が活躍できる鳥取”の実現に向け、求職者に寄り添った職業紹介、企業の人材確保の支援に取り組みます。とりわけ、人手不足が顕在化している中で、雇用の確保、人への投資に向けた施策に取り組み、よりよい雇用のマッチングにつなげます。

II 誰もが安心・安全に働ける職場環境づくり

鳥取労働局は、中小企業・小規模事業者の働き方改革を全力で支援します。賃金引上げに向けた生産性向上を支援し、また、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の抑制等に取り組み、誰もが安全で健康に働くことができるような魅力のある職場づくりにつなげます。

厚生労働省 認定制度



●「えるぼし」マーク

女性の活躍状況等が優良

プラチナえるぼし1社、えるぼし16社



●くるみんマーク

従業員の子育て支援に積極的

プラチナくるみん2社、くるみん31社



●ユースエール 認定企業

若者の採用・育成に積極的
／雇用管理の状況等が優良

ユースエール21社



●もにす 認定企業

障害者雇用の取組が優良な
中小企業

もにす5社



●安全衛生優良企業 公表制度

安全やメンタルヘルス対策等の
健康確保に積極的

安全衛生優良企業1(※)社

※平成27年から30年にかけて認定されていた企業

鳥取労働局では、女性活躍、子育て支援、若者の雇用管理、障害者雇用及び職場の安全衛生について優良な取組をしている鳥取県内の企業に対して認定するとともに、認定企業の広報を積極的に行うことで、県内認定企業の知名度の向上に取り組んでいます。また、後続く県内企業を増やすことにより、県内全体の雇用環境の改善に取り組んでいます。
※上記認定企業数は、全て令和8年1月1日現在



「企業説明会等における認定企業のPR」



令和7年11月18日に県内社会福祉法人
に対してえるぼし認定通知書を交付

最重点施策

I 多様な人材の活躍と人材確保支援

1 人材確保支援

県内では、多くの業種において人材確保が困難な状況が継続しており、人手不足対策への取組が課題となっている。

このため、労働局・ハローワークは、質の高い求人充足（マッチング機能の強化、積極的なアウトリーチ支援）や関係団体と連携した人材確保支援により、求人者・求職者双方への支援サービスの充実を図る。また、事業主等による雇用管理改善等の取組を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

- ハローワークの「就職支援サービスコーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援
- 事業主等による雇用管理改善の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や雇用管理改善等コンサルタントの周知、活用促進
- 事業所訪問等を通じた求人充足支援を強化

2 リ・スキリングによる能力向上支援

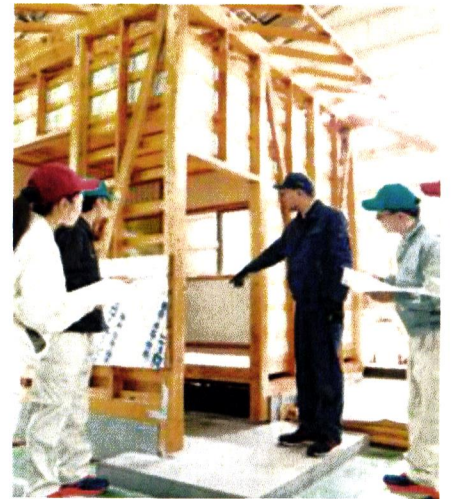


ハロトレくん

県内において、多様な人材の活躍や人材確保を進めるため、県内企業に求められる人材を育成する必要がある。また、デジタル化の進展や産業構造の変化が急速に進む中、労働者が継続的に学び直しを行い、キャリアを主体的に形成できる環境整備が求められている。こうした背景を踏まえ、「リ・スキリング（学び直し）による能力向上支援」を労働政策の重要な柱として位置づけている。このため、地域ニーズに対応した人材を育成するため、ハロートレーニング等を積極的に行う。また、ハローワークにおいて、リ・スキリングに関する専門コーナーを設置し、キャリアコンサルタントによる相談支援を行う。

併せて、スキルアップや企業内人材育成に取り組む事業主に対して、人材開発支援助成金の活用等による支援を行う。

また、教育訓練等の積極的な周知を通じて労働者個々人の学び・学び直しを積極的に支援する。



(ハロートレーニングの様子)

- 地域のニーズに対応したハロートレーニングの活用による求職者の能力向上
- 人材開発支援助成金の積極的な活用勧奨、適正かつ迅速な支給
- 教育訓練給付等による労働者個々人の支援の促進

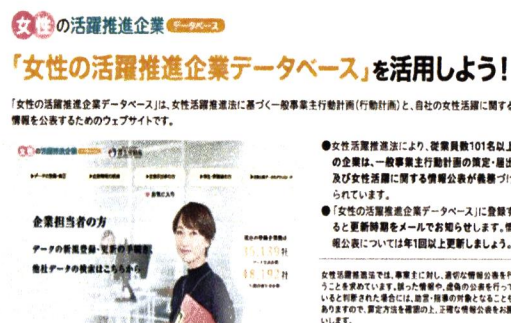
3 女性の活躍推進

県内では管理職に占める女性割合や男女の賃金の差異など女性活躍への関心は高まりを見せている。一方で依然として女性の管理職割合は低く、賃金の男女差異の大きいことに課題がある。

このため労働局は、女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行状況の確認と、企業の取組への支援を一層推進する。

また、令和8年4月1日より改正女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に男女間賃金格差及び女性管理職比率の情報公表が義務付けられたことから、その内容等が労に理解されるよう周知に取り組み、あわせて「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勸奨を図る。

- 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行状況の確認及び男女の賃金差異の要因分析と雇用管理の改善のための支援
- 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定についての周知と取得促進
- 女性の活躍推進企業データベースの活用勸奨
- 子育て中の女性等に対する就職支援



●女性の活躍推進法により、従業員数101名以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が義務づけられています。

●「女性の活躍推進企業データベース」に登録すると更新時期をメールでお知らせします。情報公表については年1回以上更新しましょう。

女性活躍推進法では、事業主にに対し、適切な情報公表を行うことを求めています。誤った情報や、虚偽の公表を行っていることのある場合には、追加・修正の作業が必要となりますので、認定方法を確認の上、正確な情報公表をお願いします。

4 若者への就労支援

県内では産業・規模等によらず、若手人材の安定的な確保と職場定着に課題意識を持つ企業・事業者が多く見られる。このためハローワークでは、新規学卒者や若年者等を正社員就職につなげられるよう、就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細やかな個別支援を積極的に展開する。

また、令和7年度より高校1・2年生向け県内企業の魅力発見会を設けており、今後も高校生の地元定着に向けた取組を強化していく。

- 新卒応援ハローワークを中心とした新規学卒者への積極的な就職支援の実施
- わかもの支援コーナー・窓口を中心とした正社員就職を希望する若者への積極的な就職支援の実施



(新規学卒面接会)

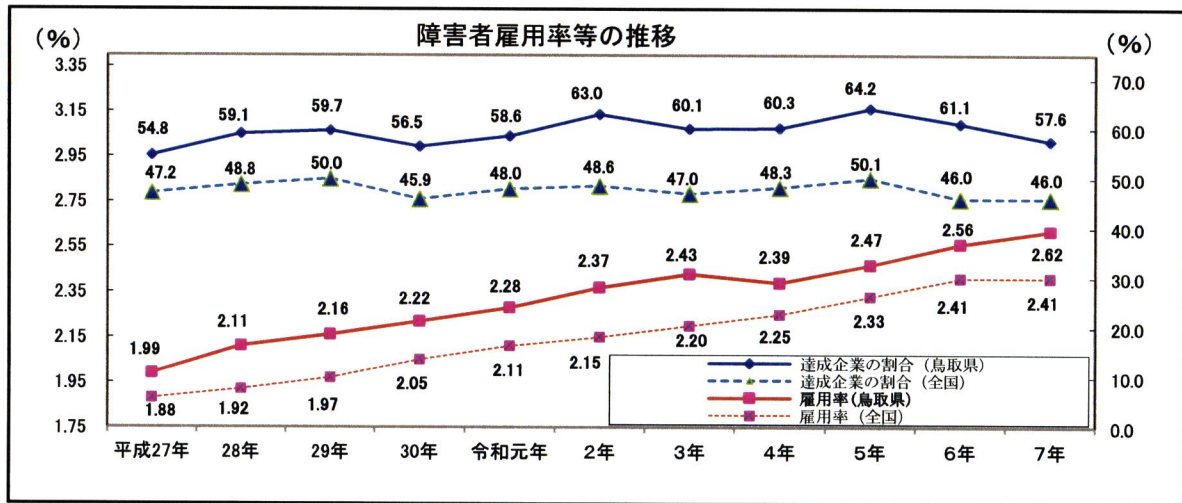
5 障害者の就労促進

県内では障害者の実雇用率が増加するなど障害者雇用は着実に進んでいる。一方で、依然として法定雇用率の未達成事業所が一定程度存在する。また、令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引上げが行われる予定であり、今後も雇用率未達成企業が増加する可能性がある。

このため労働局・ハローワークは、法定雇用率達成に向けて障害特性に応じた個々の企業に対する指導・雇入れ支援及び障害者本人への就労支援に積極的に取り組む。

- 中小企業を始めたとして障害者の雇入れ支援
- 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

○公務部門における障害者の雇用促進・定着支援



6 高齢者の活躍促進

県内において、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらずその能力・経験を十分に発揮し活躍できる社会を実現することが重要である。

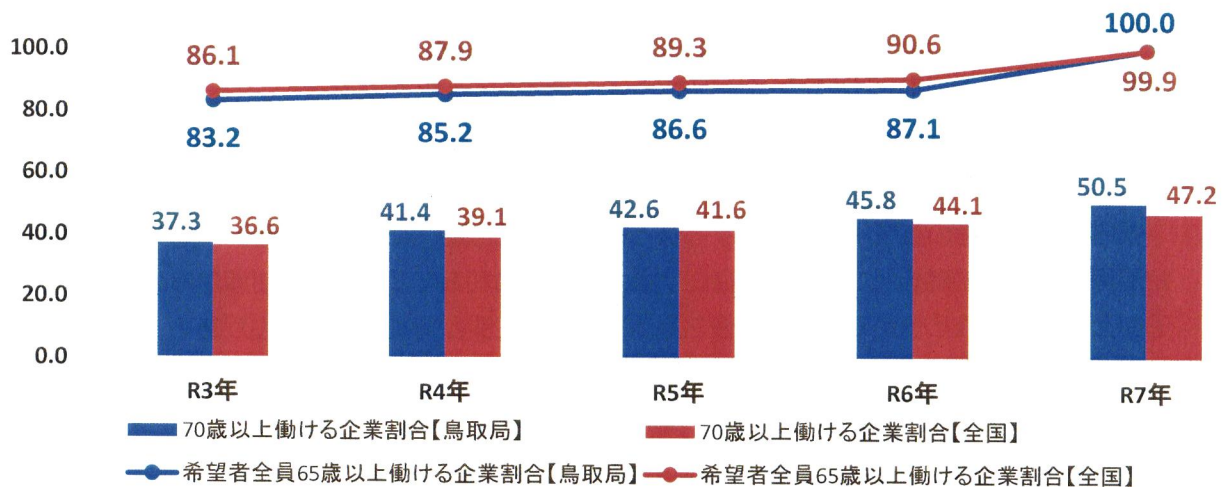
このため労働局は、高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や、高年齢労働者の処遇改善を行う企業の支援、更には、年齢にかかわらず活躍できるよう、高年齢者雇用施策の更なる周知・啓発に取り組む。また、ハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」によるマッチング支援など、高齢者の就業機会の確保に積極的に取り組む。

○70歳までの就業機会の確保等や処遇改善を行う企業への支援

○ハローワークにおける生涯現役支援窓口を通じたマッチング支援

○シルバー人材センター等と連携した多様な就業機会の確保・情報提供等

高齢者の就業機会等確保状況の推移



7 中高年層の活躍支援

就職氷河期世代を含む中高年層が個々に抱える課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）に対しては、個々の状況に応じた丁寧な支援が求められているため、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援を実施している。

また、労働局は「とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」を設置して県や労使関係団体、支援機関等とともに地域一体となって支援を推進する。

- ハローワーク鳥取の「35歳からの就職サポートコーナー（就職氷河期・ミドル世代専門窓口）」を中心に、就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援
- 特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）の活用による雇入れ支援
- 「とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」を通じた周知・広報と支援の推進

Ⅱ 誰もが安心・安全に働ける職場環境づくり

1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

物価上昇や人手不足等を背景にして「賃上げ」が社会的にも、労使間においても大きな関心事となっており、企業が継続的に賃金の引上げをしやすい環境整備が求められている。

このため労働局は、最低賃金の引上げにあわせ、生産性向上（設備・人への投資等）や非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの活用促進を図る。

- 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 最低賃金制度の適切な運営
- 監督署において、中小企業・小規模事業者に対し地域の平均的な賃金額や企業の好事例等の資料を提供するなど、賃金引上げを支援



鳥取県版政労使会議

2 長時間労働の抑制

監督署による監督指導等によれば、県内の事業場において、依然として長時間労働となっている実態が多く認められる。また、年次有給休暇の取得率について、向上が見られるもののさらなる改善が必要な状況にある。このため、労働局・監督署では、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等を図り、また、年次有給休暇の取得しやすい環境整備を推進する。

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底
- 令和6年度から時間外・休日労働の上限が適用された建設業、自動車運転者、医師等の時間外・休日労働時間の短縮等に向けた支援の実施
- 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働災害を減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、第14次労働災害防止推進計画（令和5～9年度）を推進しているところ。令和7年の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く。）は、死亡者数、休業4日以上の死傷者数とも前年比で増加した。



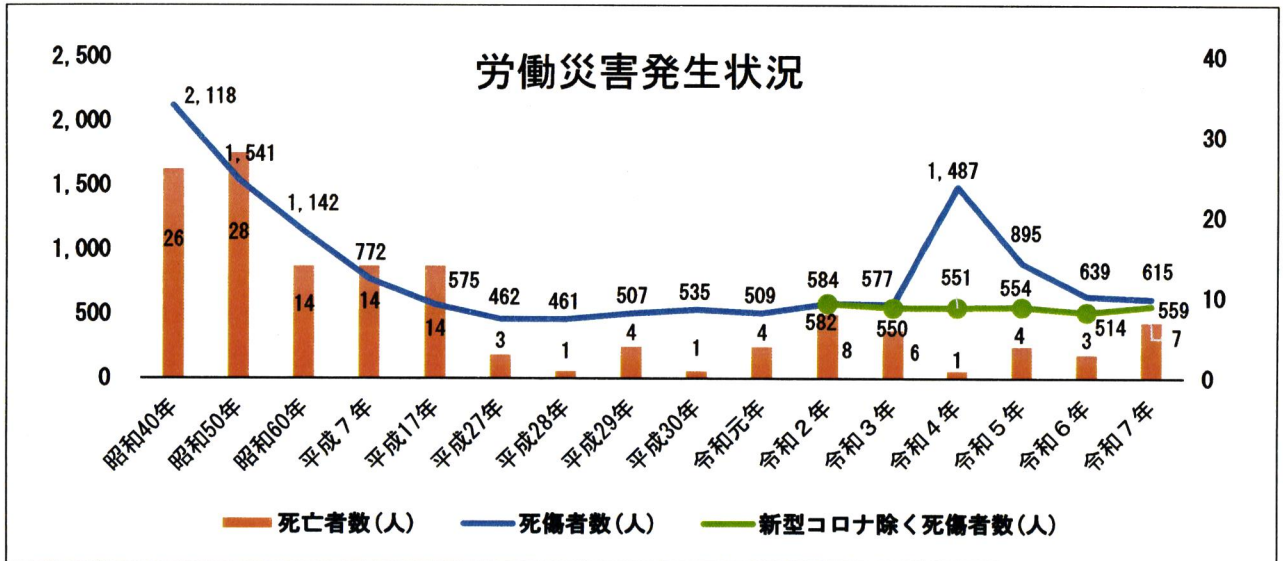
建設現場パトロール（安全対策、熱中症対策）

鳥取県の最低賃金	
最低賃金の名称	時間額
鳥取県（地域別）最低賃金	1,030円 （令和7年10月4日発効）
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円 （令和6年12月19日発効） <small>※令和7年10月4日から鳥取県（地域別）最低賃金(1,030円)が適用されています。</small>
鳥取県各種商品小売業最低賃金	902円 （令和5年12月15日発効） <small>※令和7年10月4日から鳥取県（地域別）最低賃金(1,030円)が適用されています。</small>

このため、同計画の重点事項である転倒災害防止対策を始めとする高年齢労働者の労働災害防止対策、業種別労働災害防止対策及び労働者の健康確保対策等の取組をより一層推進する。また、4月以降順次施行される改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知啓発及び履行確保のための指導援助に取り組む。

○第14次労働災害防止推進計画に基づく労働災害防止対策の推進

○メンタルヘルス対策及び産業保健活動の推進



4 仕事と育児・介護の両立支援

県内では、少子高齢化等が進展する中で、育児や介護等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて仕事と育児や介護を両立できる環境整備が求められている。令和7年4月1日より改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が施行されていることから、引き続き、改正法の周知・啓発に取り組むとともに、法の履行状況の確認と誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組への支援を一層推進する。

○改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行状況の確認

○男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

○仕事と介護の両立ができる職場環境整備



5 非正規雇用労働者への支援

非正規雇用労働者の公正な待遇の確保のため、パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づき、処遇の改善（同一労働同一賃金の実現）や正社員転換を推進する必要がある。また、人手不足

への対応が急務となる中で短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援する必要がある。このため、パート・有期雇用労働法等の履行状況の確認と非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業の取組を積極的に支援する。

- パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法の履行状況の確認
- 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員転換、社会保険適用時の処遇改善などに取組む事業主に
対するキャリアアップ助成金の周知、活用促進
- 働き方改革サポートオフィス鳥取の活用促進

6 総合的なハラスメント対策の推進

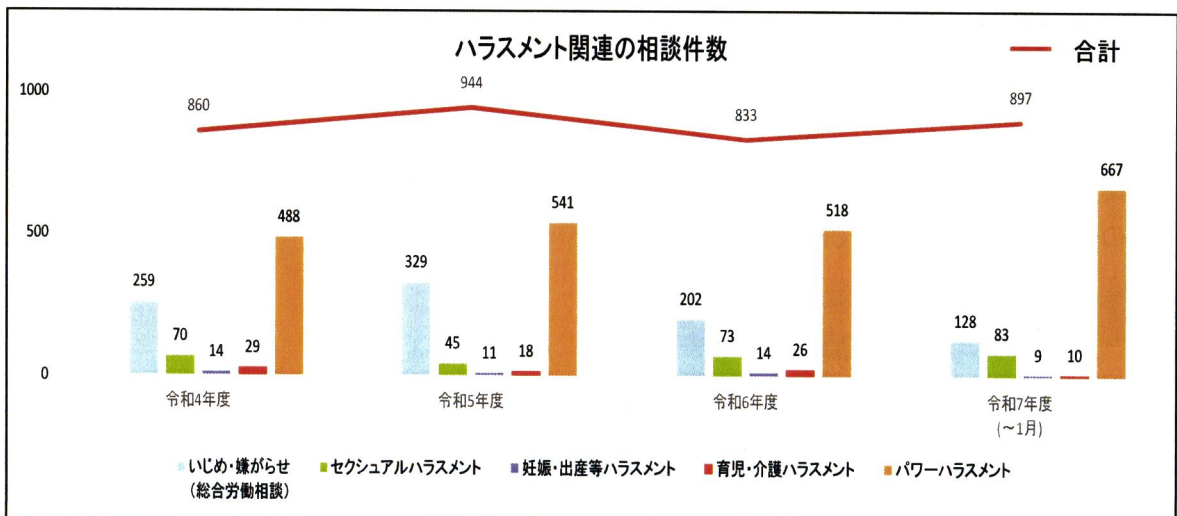
ハラスメントは、働く人の能力発揮を妨げ、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど人権に関わる許されない行為である。県内では職場のハラスメントに関する相談がパワーハラスメントを中心に依然として多い傾向にある。

また、令和7年6月に改正労働施策総合推進法等が成立し、事業主に対してカスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシャルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日(予定)から義務付けられることとなった。

このため労働局では、パワーハラスメントをはじめセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの撲滅に向けた事業主等への周知・啓発を実施する。また、カスタマーハラスメント等防止措置について十分に理解されるよう周知に取り組むとともに、施行後は、着実な履行確保を図る。



- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び指針の周知
- ハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して厳正な指導と適正な取組への支援
- カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシャルハラスメント対策の周知
- 丁寧な相談対応と紛争解決援助等の実施



重点施策

I 地域の実情に応じた雇用対策等

1 県内の各地方公共団体との連携による取組

- 雇用対策協定に基づく雇用対策の推進
- 一体的実施事業による就職及び事業所支援
- 最低賃金改定時に改定額や各種支援制度の周知
- 労働災害防止に向けて、各自治体で実施している健康づくり等との連携

2 生活保護受給者等の就労支援

- ハローワークにおける生活保護受給者等の就労支援
- 鳥取県や保護観察所等の関係機関と連携した刑務所出所者等の就労支援

3 外国人労働者の適正就労促進

- 外国人求職者に対する相談体制の整備
- 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助



(琴浦町との雇用対策協定締結式)

II 労働条件の確保・改善対策

1 法定労働条件の確保

- 監督指導等による労働基準関係法令の遵守の徹底
- 申告・相談等への的確な対応

2 自動車運転者等の特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

- 関係機関との連携による労働基準関係法令の周知
- 労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対し、関係機関と連携して監督指導等を実施

Ⅲ 総合労働行政機関としての取組の推進

1 総合労働相談コーナーの積極的な運用

- 労働問題に関するワンストップサービスの実施
- 効果的な助言・指導及びあっせんの実施
- 個別労働紛争解決制度の利用促進
- 個別労働紛争解決制度関係機関との連携



2 労働法制の普及等に関する取組

- 地域の大学等と連携した労働法制に関する講義の実施
- 学生アルバイトの適正な労働条件の周知・啓発

3 フリーランスの就業環境の整備

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知
- 適切な相談対応及び法の履行確保

4 電子申請の推進に関する取組

- 電子申請が義務である手続に係る着実な周知
- 36協定の届出、労働保険（労災保険、雇用保険）関係手続及び各種助成金手続など電子申請可能な手続に係る積極的な利用勧奨
- 迅速な事務処理等による利用者の利便性の向上

IV 労働保険制度の適正な運営

1 労働保険適用徴収業務の適正な運営

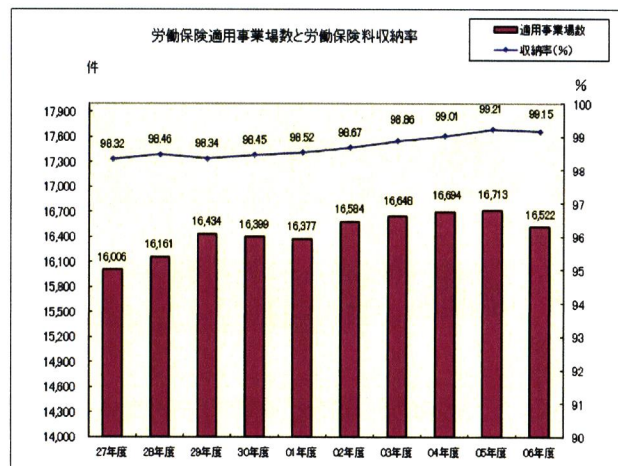
- 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- 収納未済歳入額の縮減

2 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 過労死等事案に係る的確な労災認定
- 石綿関連疾患に係る的確な労災認定

3 雇用保険業務の適正な運営

- 受給者の早期再就職支援
- 雇用保険適用・給付の適正な処理



鳥取労働局年間行事予定表

時期	項目	時期	項目
4月	「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」準備期間 アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン（4～7月）	10月	高年齢者就業支援月間 全国労働衛生週間（10月1～7日） 年次有給休暇取得促進期間
5月	新規学卒者就職促進要請	11月	介護就職デイ 鳥取県産業安全衛生大会 鳥取県地域職業能力開発促進協議会 「ゼロ災55」無災害運動（11月7日～12月31日） 改正特定（産業別）最低賃金周知 第51回鳥取地方労働審議会 テレワーク月間 過労死等防止啓発月間 しわ寄せ防止キャンペーン月間 鳥取働き方改革推進キャンペーン 2026月間 労働保険未手続事業一掃強化期間
6月	外国人雇用啓発月間 全国安全週間準備期間（月間） 夏季における年次有給休暇取得促進要請 人材確保対策推進協議会（建設、警備、運輸） 福祉人材確保対策推進協議会及び介護労働懇談会 わかもの就職応援本部会合 労働保険年度更新申告・納付期限（6月1日～7月10日）		
7月	全国安全週間（7月1～7日） 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」重点取組期間 鳥取地方最低賃金審議会（7～10月） 鳥取働き方改革推進会議 ”		
8月	ひとり親全力サポートキャンペーン	12月	冬季における年次有給休暇取得促進要請 職場のハラスメント撲滅月間
9月	障害者雇用支援月間 障がい者雇用推進要請 改正鳥取県最低賃金周知 全国労働衛生週間準備期間（月間）	1月	
		2月	化学物質管理強調月間
		3月	鳥取県地域職業能力開発促進協議会 第52回鳥取地方労働審議会 春季における年次有給休暇取得促進要請

目的に応じた相談窓口一覧

●就職・雇用について

従業員の募集、仕事探しに関する相談、新卒者の募集に関する相談

各ハローワーク、職業安定課

労働者派遣事業、民間の職業紹介事業に関する相談

需給調整事業室

高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談

各ハローワーク、職業対策課

職業能力開発に関する相談、求職者支援制度、職業訓練に関する相談

各ハローワーク、訓練課

【助成金】雇用管理に係る助成金に関する相談

職業対策課、職業安定課、訓練課、各ハローワーク

●労働条件について

解雇、賃金・退職金不払、労働時間、年次有給休暇等

各労働基準監督署

【助成金】働き方改革推進支援助成金に関する相談

雇用環境・均等室

●安全衛生について

職場の安全衛生に関する相談、労働者の健康管理に関する相談、安全衛生の免許等に関する相談

各労働基準監督署、健康安全課

【補助金】エイジフレンドリー補助金に関する相談

健康安全課

●職場のトラブルについて

職場のトラブルに関するご相談や、解決のための情報提供をワンストップで対応。解雇、雇止め、配置転換、賃金引き下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどの労働問題

各総合労働相談コーナー
鳥取労働局、各労働基準監督署

●労働保険について

労働保険の加入、労働保険の申告、納付等に関する相談

労働保険徴収室、各労働基準監督署

●雇用保険について

雇用保険の加入、失業給付、育児休業給付、介護休業給付、高年齢雇用継続給付、教育訓練給付について

各ハローワーク

●労災保険について

工作中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談、労災年金受給者の年金等に関する相談

各労働基準監督署、労災補償課

●最低賃金について

給与と最低賃金との比較方法や最低賃金に算入、除外すべき手当など、最低賃金に関する相談

各労働基準監督署、賃金室

【助成金】業務改善助成金に関する相談

雇用環境・均等室

●ハラスメント、仕事と家庭の両立支援等について

職場における男女の均等な処遇、セクハラ・マタハラ・パワハラ、母性健康管理、育児、介護休業、同一労働・同一賃金に関する相談

【助成金】両立支援等に係る助成金に関する相談

雇用環境・均等室

鳥取労働局

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

鳥取労働局
ホームページQR ▶



税務部	総務課	☎0857(29)1700
	労働保険徴収室	☎0857(29)1702
雇用環境・均等室	企画担当	☎0857(29)1701
	指導担当	☎0857(29)1709
労働基準部	監督課	☎0857(29)1703
	賃金室	☎0857(29)1705
	健康安全課	☎0857(29)1704
	労災補償課	☎0857(29)1706
職業安定部	職業安定課	☎0857(29)1707
	職業対策課	☎0857(29)1708
	訓練課	☎0857(88)2777

米子労働基準監督署
〒683-0007 米子市東町124-16
米子地方合同庁舎5階
監督課
TEL 0859(34)2231
安全衛生課
TEL 0859(34)0022
労災課
TEL 0859(34)0022

米子公共職業安定所
〒683-0043 米子市東町311
イオン米子駅前ビル4階
TEL 0859(33)3911

倉吉労働基準監督署
〒682-0816 倉吉市船越町2-15
倉吉地方合同庁舎3階
TEL 0858(22)6274

倉吉公共職業安定所
〒682-0816 倉吉市船越町2-15
倉吉地方合同庁舎1階
TEL 0858(22)8609

鳥取労働基準監督署
〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4
鳥取第一地方合同庁舎4階
TEL 0857(24)3511


鳥取公共職業安定所
〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4
TEL 0857(23)2021

鳥取県内の総合労働相談コーナー

- 鳥取労働局総合労働相談コーナー TEL 0857(22)7000(鳥取労働局内)
- 鳥取総合労働相談コーナー TEL 0857(24)3245(鳥取労働基準監督署内)
- 米子総合労働相談コーナー TEL 0859(34)2263(米子労働基準監督署内)
- 倉吉総合労働相談コーナー TEL 0858(22)5640(倉吉労働基準監督署内)

公共職業安定所関連施設

- 鳥取県ふるさとハローワーク八頭 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎別館1階
TEL 0858(76)7076
- ふるさとハローワーク境港 〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1階
TEL 0859(44)1733
- しごとプラザ琴浦 〒689-2303 東伯郡琴浦町徳方591-2 琴浦町役場厚生棟1階
TEL 0858(53)6060

 厚生労働省

鳥取労働局



追加資料

- 2025 労働行政のあらまし
- 価格適正化と生産性向上による持続可能な賃上げの実現に向けた共同宣言

2025年度

労働行政のあらまし

誰もが輝けるとつとりに目指して



表紙写真 / 二十世紀梨の花と東郷湖

©鳥取県



厚生労働省 鳥取労働局

労働基準監督署・公共職業安定所

鳥取労働局行政運営の基本方針

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の皆様からの声によく耳を傾け、誰もが輝ける社会の実現に向けた各種施策の展開、支援メニューの提供を計画的・効果的に行います。

2025年度最重点施策

I 多様な人材の活躍と人材確保支援

鳥取労働局は、女性、非正規雇用労働者、若者、就職氷河期世代を含む中高年層、障害者、高齢者など、“すべての方が活躍できる鳥取”の実現に向け、求職者に寄り添った職業紹介、企業の人材確保の支援に取り組みます。とりわけ、人手不足が顕在化している中で、雇用の確保、人への投資に向けた施策に取り組み、よりよい雇用のマッチングにつなげます。

II 誰もが働きやすい職場環境づくり

鳥取労働局は、とりわけ中小企業・小規模事業者の働き方改革を全力で支援します。賃金引上げに向けた生産性向上を支援し、また、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の抑制等に取り組み、誰もが安全で健康に働くことができるような魅力のある職場づくりにつなげます。

厚生労働省 認定制度



●「えるぼし」マーク
女性の活躍状況等が優良



●くるみんマーク
従業員の子育て支援に積極的



●ユースエール 認定企業
若者の採用・育成に積極的
／雇用管理の状況等が優良



●もにす 認定企業
障害者雇用の取組が優良な
中小企業



●安全衛生優良企業 公表制度
安全やメンタルヘルス対策等の
健康確保に積極的

最重点施策

I 多様な人材の活躍と人材確保支援

1 人材確保支援

県内では、多くの業種において人材確保が困難な状況が継続しており、人手不足対策への取組が課題となっている。

このため、労働局・ハローワークは、質の高い求人充足（マッチング機能の強化）や関係団体と連携した人材確保支援により、求職者・求人者双方への支援サービスの充実を図る。また、事業主等による雇用管理改善等の取組を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

- ハローワークの「就職支援サービスコーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援
- 事業主等による雇用管理改善の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や雇用管理改善等コンサルタントの周知、活用促進

2 リ・スキリングによる能力向上支援



ハートレくん

県内において、多様な人材の活躍や人材確保を進めるためには、労働市場において県内企業に求められる人材を育成する必要がある。政府としても「三位一体の労働市場改革」の一環として、リ・スキリングによる能力向上支援を進めることとされている。

このため、地域ニーズに対応した人材を育成するため、ハートトレーニング等を積極的に行う。また、ハローワークにおいて、リ・スキリングに関する専門コーナーを設置し、キャリアコンサルタントによる相談支援を行う。

併せて、スキルアップや企業内人材育成に取り組む事業主に対して、雇用関係助成金の活用等による支援を行う。

また、教育訓練給付等の積極的な周知を通じて労働者個々人の学び・学び直しを積極的に支援する。

- 地域のニーズに対応したハートトレーニングの活用による求職者の能力向上
- 人材開発支援助成金の積極的な活用勧奨、適正かつ迅速な支給
- 教育訓練給付等による労働者個々人の支援の促進



（ハートトレーニングの様子）

3 女性の活躍推進

県内では管理職に占める女性割合や男女の賃金の差異など女性活躍への関心は高まりを見せている。一方で依然として女性の管理職割合は低く、賃金の男女差異の大きいことに課題がある。

このため、労働局は女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行状況の確認と、企業の取組への支援を一層推進する。

女性の活躍推進企業データベース

「女性の活躍推進企業データベース」を活用しよう！

「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

●女性活躍推進法により、従業員数101名以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が義務づけられています。

●女性の活躍推進企業データベースに登録すると更新情報をメールでお知らせします。情報公表については年1回以上更新しましょう。

女性活躍推進法では、事業主に対し、適切な情報公表を行うことを求められています。適切な情報公表を行っている企業には、国・自治体の表彰を受けることもありますので、策定方法を参考に、適切な情報公表をお願いします。

- 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行状況の確認及び男女の賃金差異の要因分析と雇用管理の改善のための支援
- 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定についての周知と取得促進
- 女性活躍推進企業データベースの活用勧奨
- 子育て中の女性等に対する就職支援

4 新規学卒者等への就職支援

県内では従前より、産業・規模等によらず、若手人材の安定的な確保と職場定着に課題意識を持つ企業・事業者が多く見られる。

このため、ハローワークでは、新規学卒者や若年者等を正社員就職につなげられるよう、就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細やかな個別支援を積極的に展開する。また、就職説明会・面接会等の機会を積極的に設け、正社員就職に向けた支援に取り組む。



(新規学卒面接会)

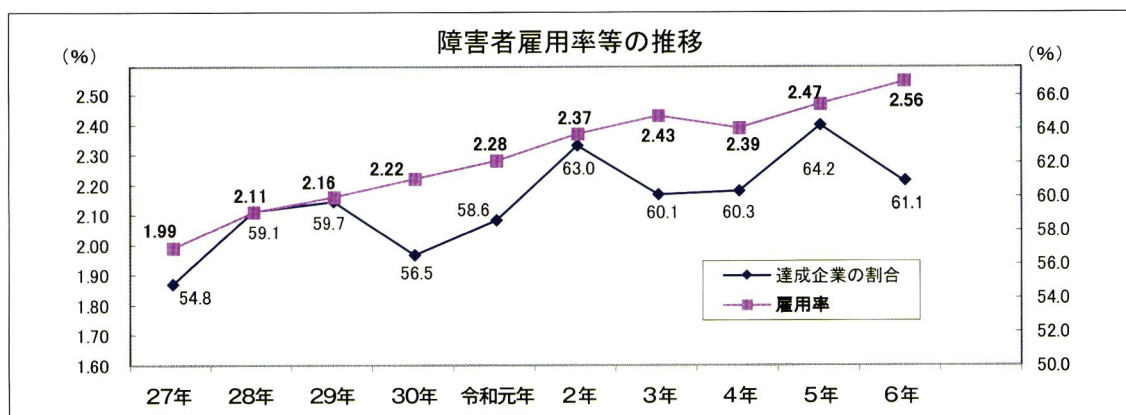
- 新卒応援ハローワークを中心とした新規学卒者への積極的な就職支援の実施
- わかもの支援コーナー・窓口を中心とした正社員就職を希望する若者への積極的な就職支援の実施

5 障害者の就労促進

県内では障害者の実雇用率が増加するなど障害者雇用は着実に進んでいる。一方で、依然として法定雇用率の未達成事業所が一定程度存在する。また、令和7年4月から除外率の10ポイント引下げが実施され、令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引上げが行われる予定であり、今後も雇用率未達成企業が増加する可能性がある。

このため、労働局・ハローワークは、法定雇用率達成に向けて障害特性に応じた個々の企業に対する指導・雇入れ支援及び障害者本人への就労支援に積極的に取り組む。

- 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援
- 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援



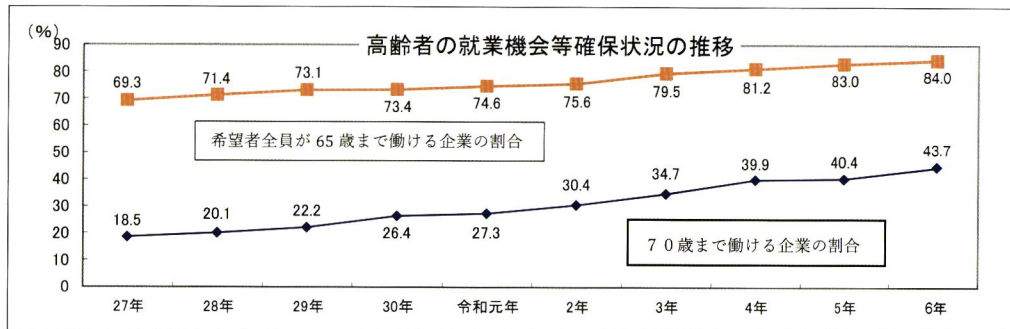
6 高齢者の就労・就業機会の確保

地域において、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわらずその能力・経験を十分に発揮し活躍できる社会を実現することが重要である。

このため、労働局は高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や、高齢労働者の処遇改善を行う企業の支援、さらには、年齢にかかわらず活躍でき

るよう、高齢者雇用施策の更なる周知・啓発に取り組む。また、ハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」によるマッチング支援など、高齢者の就業機会の確保に積極的に取り組む。

- 70歳までの就業機会の確保等や処遇改善を行う企業への支援
- ハローワークにおける生涯現役支援窓口を通じたマッチング支援
- 地域の関係者と連携した多様な就業機会の確保・情報提供等



7 中高年層の活躍支援

就職氷河期世代を含む中高年層が個々に抱える課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）に対しては、個々の状況に応じた丁寧な支援が求められており、政府方針として、令和7年度以降、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとされている。

このため、労働局は「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」を設置して県や労使関係団体、支援機関等とともに地域一体となって支援を推進する。具体的には、ハローワークはチーム制による一貫した伴走型支援や助成金の活用により、働くことや社会参加のための支援を行う。

- 中高年層専門窓口を中心に、就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援
- 特定求職者雇用開発助成金（中高年齢者安定雇用支援コース）の活用による雇入れ支援
- 「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」を通じた周知・広報と支援の推進

II 誰もが働きやすい職場環境づくり

1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

物価上昇や人手不足等を背景にして「賃上げ」が社会的にも、労使間においても大きな関心事となっており、企業が賃金の引上げをしやすい環境の整備が求められている。

このため、労働局は引き続き、生産性向上に資する設備投資などの業務改善を行い、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、業務改善助成金の活用促進を図る。

また、労働局・監督署は最低賃金の履行確保や企業の賃金引上げへの支援を行う。

- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
- 最低賃金制度の適切な運営
- 企業の賃金引上げへの支援

鳥取県の最低賃金	
最低賃金の名称	時間額
鳥取県(地域別)最低賃金	957円 (令和6年10月5日発効)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円 (令和6年12月19日発効)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	902円 (令和5年12月15日発効) ※令和6年10月5日から鳥取県(地域別)最低賃金(957円)が適用されています。



(鳥取県版政労使会議)

2 長時間労働の抑制

監督署による監督指導等によれば、県内の事業場において、依然として長時間労働となっている実態が多く認められる。また、年次有給休暇の取得率について、向上が見られるものの更なる改善が必要な状況にある。このため、労働局・監督署では、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等を図り、また、年次有給休暇の取得しやすい環境整備を推進する。

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底
- 令和6年度から時間外・休日労働の上限が適用された建設業、自動車運転者、医師等の時間外・休日労働時間の短縮等に向けた支援の実施
- 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

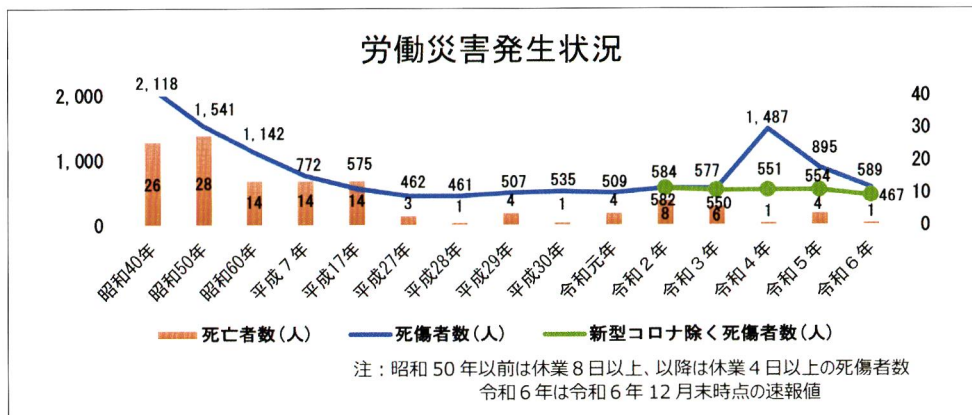
労働災害による被災者を減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、第14次労働災害防止推進計画（令和5～9年度）により、労働災害防止対策を推進しており、令和6年は休業4日以上死傷者数が減少傾向であった。

このため、引き続き当該計画の重点事項である、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策、高年齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の健康確保対策等、安全衛生の現状を踏まえた取組を推進する。

- 第14次労働災害防止推進計画に基づく労働災害防止対策の推進
- メンタルヘルス対策及び産業保健活動の推進



(安全パトロール)



4 仕事と育児・介護の両立支援

県内では、少子高齢化等が進展する中で、育児や介護等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて仕事と育児や介護を両立できる環境整備が求められている。令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月から段階的に施行されることから、改正法の周知・啓発に取り組むとともに、法の履行状況の確認と誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組への支援を一層推進する。

- 改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行状況の確認
- 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
- 仕事と介護の両立ができる職場環境整備



5 非正規雇用労働者への支援

非正規雇用労働者の公正な待遇の確保のため、パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づき、処遇の改善や正社員転換を推進する必要がある。また、人手不足への対応が急務となる中で短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援する必要がある。このため、パート・有期雇用労働法等の履行状況の確認と非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業の取組を積極的に支援する。

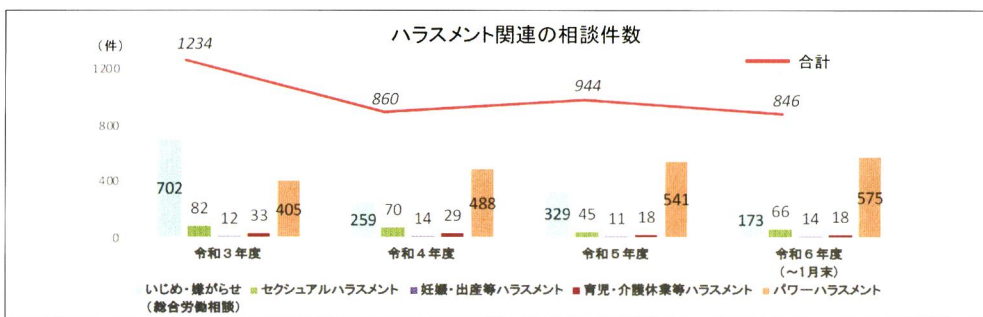
- パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法の履行状況の確認
- 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員転換、社会保険適用時の処遇改善などに取り組む事業主に対するキャリアアップ助成金の周知、活用促進
- 働き方改革サポートオフィス鳥取の活用促進

6 総合的ハラスメント防止対策の推進

ハラスメントは、働く人の能力発揮を妨げ、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど人権に関わる許されない行為である。県内では職場のハラスメントに関する相談がパワーハラスメントを中心に増加傾向にある。

このため、労働局では、パワーハラスメントをはじめセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメントの撲滅に向けた事業主等への周知・啓発を実施する。また、防止措置の履行状況の確認と企業の取組支援を積極的に行う。

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び指針の周知
- ハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して厳正な指導と適正な取組への支援
- カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等の周知
- 丁寧な相談対応と紛争解決援助等の実施



7 働き方改革への取組支援

誰もが働きやすい職場づくりは人手不足解消・人材確保につながる。とりわけ、県内の9割以上を占める中小企業・小規模事業者では、生産性向上に加えて、多様な人材がその能力を最大限生かして働くことができる環境を整備することが重要であり、それらの取組支援が必要となる。

このため、労働局は多様な働き方の実現に向けた環境整備及び魅力ある職場づくりに向けた課題に取り組む中小企業・小規模事業者への相談・支援を行う。

- 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む事業者等の支援
- 監督署に設置した「労働時間相談・支援班」による説明会や個別訪問による積極的な支援
- 「働き方改革サポートオフィス鳥取」による事業主への積極的な支援
- 「鳥取働き方改革推進会議」を通じた労働環境や待遇の改善等の気運の向上



重点施策

I 地域の実情に応じた雇用対策

1 県内の各地方公共団体と各ハローワークとの連携による雇用対策の推進

- 雇用対策協定に基づく雇用対策の推進
- 一体的実施事業による就職及び事業所支援

2 自立に向けた就労支援の推進

- ハローワークにおける生活保護受給者等の就労支援
- 鳥取県や保護観察所等の関係機関と連携した刑務所出所者等の就労支援

3 外国人材受入れの環境整備

- 外国人材に対する相談体制の整備
- 事業主に対する雇用管理改善に向けた支援



(地方公共団体との共同イベント)

II 労働条件の確保・改善対策

1 法定労働条件の確保

- 監督指導等による労働基準関係法令の遵守の徹底
- 申告・相談等への的確な対応

2 自動車運転者等の特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

- 関係機関との連携による労働基準関係法令の周知
- 労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対し、関係機関と連携して監督指導等を実施

III 総合労働行政機関としての取組の推進

無料 予約不要 秘密厳守

1 総合労働相談コーナーの積極的な運用

- 労働問題に関するワンストップサービスの実施
- 効果的な助言・指導及びあっせんの実施
- 個別労働紛争解決制度の利用促進
- 個別労働紛争解決制度関係機関との連携



2 労働法制の普及等に関する取組

- 地域の大学等と連携した労働法制に関する講義の実施
- 学生アルバイトの適正な労働条件の周知・啓発

3 フリーランスの就業環境の整備

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知
- 適切な相談対応及び法の履行確保

4 電子申請の推進に関する取組

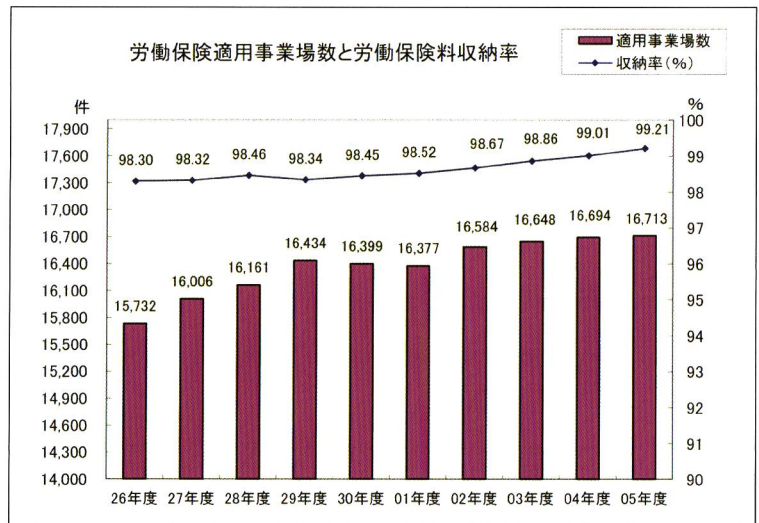
- 電子申請が義務である手続に係る着実な周知
- 36協定の届出、労働保険（労災保険、雇用保険）関係手続及び各種助成金手続など電子申請可能な手続に係る積極的な利用勧奨
- 迅速な事務処理等による利用者の利便性の向上



IV 労働保険制度の適正な運営

1 労働保険適用徴収業務の適正な運営

- 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- 収納未済歳入額の縮減



2 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 過労死等事案に係る的確な労災認定
- 石綿関連疾患に係る的確な労災認定

3 雇用保険業務の適正な運営

- 受給者の早期再就職支援
- 雇用保険適用・給付の適正な処理

鳥取労働局年間行事予定表

時期	項 目	時期	項 目
4月	「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」準備期間 アルバイトの労働条件を確かめよう!キャンペーン (4~7月)	10月	高年齢者就業支援月間 全国労働衛生週間 (10月1~7日) 鳥取県産業安全衛生大会 年次有給休暇取得促進期間
5月	新規学卒者の県内就職促進に係る経済団体への要請	11月	介護就職デイ 鳥取県地域職業能力開発促進協議会 「ゼロ災55」無災害運動 (11月7日~12月31日) 改正特定(産業別)最低賃金周知 第49回鳥取地方労働審議会 テレワーク月間 過労死等防止啓発月間 しわ寄せ防止キャンペーン月間 鳥取働き方改革推進キャンペーン2025月間 労働保険未手続事業一掃強化期間
6月	わかもの就職応援本部会合 外国人雇用啓発月間 全国安全週間準備期間(月間) 中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会 夏季における年次有給休暇取得促進要請 福祉人材確保推進協議会 人材確保対策推進協議会		12月
7月	全国安全週間(7月1~7日) 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」重点取組期間 鳥取地方最低賃金審議会(7~10月) 鳥取働き方改革推進会議 労働保険年度更新申告・納付期限(6月1日~7月10日)	1月	中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会
8月	ひとり親全力サポートキャンペーン	2月	化学物質管理強調月間
9月	障害者雇用支援月間 障がい者雇用推進要請 改正鳥取県最低賃金周知 全国労働衛生週間準備期間(月間)	3月	鳥取県地域職業能力開発促進協議会 第50回鳥取地方労働審議会 春季における年次有給休暇取得促進要請

目的に応じた相談窓口一覧

●就職・雇用について

従業員の募集、仕事探しに関する相談、新卒者の募集、労働者派遣に関する相談

各ハローワーク、職業安定課

高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談

各ハローワーク、職業対策課

職業能力開発に関する相談、求職者支援制度、職業訓練に関する相談

各ハローワーク、訓練課

【対応窓口】各ハローワーク、職業安定課、職業対策課、訓練課、各ハローワーク

●労働保険について

労働保険の加入、労働保険の申告、納付等に関する相談

労働保険徴収室、各労働基準監督署

●雇用保険について

雇用保険の加入、失業給付、育児休業給付、介護休業給付、高齢雇用継続給付、教育訓練給付について

各ハローワーク、職業安定課

●労働条件について

解雇、賃金・退職金不払、労働時間、年次有給休暇等

各労働基準監督署

【対応窓口】各労働基準監督署、均等室、雇用環境・均等室

●労災保険について

仕事中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談、労災年金受給者の年金等に関する相談

各労働基準監督署、労災補償課

●安全衛生について

職場の安全衛生に関する相談、労働者の健康管理に関する相談、安全衛生の免許等に関する相談

各労働基準監督署、健康安全課

【対応窓口】各労働基準監督署、健康安全課

●最低賃金について

給与と最低賃金との比較方法や最低賃金に算入、除外すべき手当など、最低賃金に関する相談

各労働基準監督署、賃金室

【対応窓口】各労働基準監督署、賃金室、雇用環境・均等室

●職場のトラブルについて

職場のトラブルに関するご相談や、解決のための情報提供をワンストップで対応。解雇、雇止め、配置転換、賃金引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどの労働問題

各総合労働相談コーナー

(鳥取労働局、各労働基準監督署)

●ハラスメント、仕事と家庭の両立支援等について

職場における男女の均等な処遇、セクハラ・マタハラ・パワハラ、母性健康管理、育児、介護休業、同一労働・同一賃金に関する相談

雇用環境・均等室

【対応窓口】各労働基準監督署、均等室、雇用環境・均等室

鳥取労働局

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

鳥取労働局
ホームページQR ▶



総務部	総務課	☎0857(29)1700
	労働保険徴収室	☎0857(29)1702
雇用環境・均等室	企画担当	☎0857(29)1701
	指導担当	☎0857(29)1709
労働基準部	監督課	☎0857(29)1703
	賃金室	☎0857(29)1705
	健康安全課	☎0857(29)1704
	労災補償課	☎0857(29)1706
職業安定部	職業安定課	☎0857(29)1707
	職業対策課	☎0857(29)1708
	訓練課	☎0857(88)2777

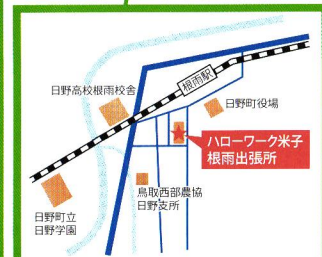
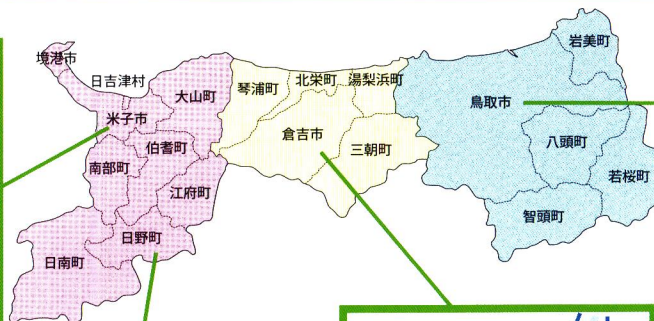


米子労働基準監督署

〒683-0067 米子市東町124-16
米子地方合同庁舎5階
監督課
TEL.0859(34)2231
安全衛生課
TEL.0859(59)0022
労災課
TEL.0859(59)0023

米子公共職業安定所

〒683-0043 米子市末広町311
イオン米子駅前店4階
TEL.0859(33)3911



米子公共職業安定所 根雨出張所

〒689-4503 日野郡日野町根雨349-1
TEL.0859(72)0065

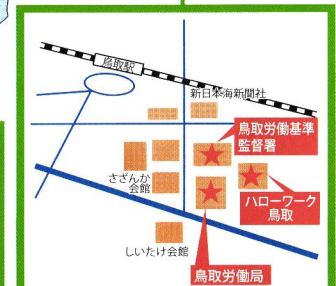


倉吉労働基準監督署

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15
倉吉地方合同庁舎3階
TEL.0858(22)6274

倉吉公共職業安定所

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15
倉吉地方合同庁舎1階
TEL.0858(23)8609



鳥取労働基準監督署

〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4
鳥取第一地方合同庁舎4階

監督係
TEL.0857(24)3211
安全衛生課
TEL.0857(24)3212
労災課
TEL.0857(24)3095

鳥取公共職業安定所

〒680-0845 鳥取市富安2丁目89
TEL.0857(23)2021

鳥取県内の総合労働相談コーナー

- ◆鳥取労働局総合労働相談コーナー TEL.0857(22)7000(鳥取労働局内)
- ◆鳥取総合労働相談コーナー TEL.0857(24)3245(鳥取労働基準監督署内)
- ◆米子総合労働相談コーナー TEL.0859(34)2263(米子労働基準監督署内)
- ◆倉吉総合労働相談コーナー TEL.0858(22)5640(倉吉労働基準監督署内)

公共職業安定所関連施設

- ◆鳥取県ふるさとハローワーク八頭 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎別館1階
TEL.0858(76)7076
- ◆ふるさとハローワーク境港 〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1階
TEL.0859(44)1733
- ◆しごとプラザ琴浦 〒689-2303 東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場厚生棟1階
TEL.0858(53)6060

価格適正化と生産性向上による持続可能な 賃上げの実現に向けた共同宣言

1 目的

経済の成長と分配の好循環を実現するためには、原材料費やエネルギーコストのみならず、労務費を含めた価格設定をサプライチェーン全体で定着させるとともに、生産性の向上を通じ、持続的・構造的な賃上げにつなげることが重要である。

鳥取県版政労使会議は、県民が生活の豊かさを実感できるよう、価格適正化と生産性の向上等による持続的・構造的な賃上げを実現するため、以下の事項について、各構成員が相互に連携・協力して取り組むことを宣言する。

2 取組方針

(1) 労務費を含めた適切な価格転嫁の推進

- ・ 中小受託取引適正化法（取適法）の令和8年1月施行による公正な取引慣行の普及・促進
- ・ 労務費転嫁指針の周知と理解促進
- ・ パートナーシップ構築宣言の普及・促進

(2) 省力化、デジタル化、生産性向上等への支援

- ・ 国、県の支援策の周知や活用促進
- ・ スキルアップに向けた人材育成やリスクリングの推進

(3) 賃金上昇と物価上昇に関する県民・事業者への理解促進

- ・ 価格適正化に向けた県民理解の醸成のための周知啓発

令和8年2月2日 鳥取県版政労使会議

一般社団法人鳥取県経営者協会

鳥取県商工会連合会

日本労働組合総連合会鳥取県連合会

鳥取県市長会 鳥取県町村会

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所

中国経済産業局 鳥取労働局 鳥取県

鳥取県商工会議所連合会

鳥取県中小企業団体中央会